

令和7年度 恵庭市特別職報酬等審議会会議録

1. 開催日時 令和7年11月4日(火) 11時00分～11時45分
2. 場 所 302会議室
3. 出席者 委員:土谷秀樹(恵庭商工会議所)、姉崎敏一(道央農業協同組合)、伊藤良幸(恵庭工業クラブ)、神田美佐子(恵庭市地域女性連絡会)、大嶋昭子(公募委員)
※欠席:北林優(恵庭市町内会連合会)
事務局:市長、広中総務部長、依藤総務部次長、川尻職員課長、菅谷職員課主査
4. 諒問事項 市長、副市長、教育長の期末手当の額について
5. そ の 他 傍聴者1名

会議録(全文) —————

1. 開会

(事務局)

本日はお忙しい中ご参集いただきありがとうございます。初めに、本日の出席委員ですが5名となっております。委員総数の過半数を超えておりますことから、審議会の開催要件が成立していることを報告いたします。ただ今から、恵庭市特別職報酬等審議会を開催させていただきます。

2. 市長挨拶

(市長)

大変お忙しい中、委員をお引き受けいただき、また本日ご出席いただきましてありがとうございます。委員の皆さんには市政各般にわたりましてご支援、ご協力いただいていることに改めて感謝申し上げる次第です。

この審議会は条例に基づく審議会でありますと、特別職の報酬についてご審議いただくものであります。一般職につきましてはご案内のとおり人事院勧告が出されておりまして、それに従ってこれまで給料の改定を行っているところであります。また特別職につきましては独自で決定するということですが、これも他市や様々な機関とバランスを取りながら決めるということが市民の理解が得られるところであろうと思っており、貴重なご意見等も出していただき、ご審議いただきますよう願っているところであります。

だいぶ寒くなってまいりました。街中も赤や黄色に色づき始めました。これから冬を迎えることになります。皆さんにはお身体に気を付けられ、ご活躍されますよう心よりお祈り申し上げ、今回の審議会委員に応じていただいた皆さんに改めて感謝を申し上げ、わたくしからのご挨拶といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

3. 委嘱状交付

(市長から各委員に対して委嘱状を持ち回りで交付)

4. 会長選出

(事務局)

それでは、恵庭市特別職報酬等審議会条例第4条第1項の規定に基づき、会長の互選を行いたいと思います。会長が決定するまで、市長に仮議長をお願いし取り進めます。市長よろしくお願ひいたします。

(仮議長)

それでは、私が仮議長を務めさせていただきます。会長を決めていただきたいと思います。皆さま方でどなたかご指名していただければ幸いですが、いかがでしょうか。

(A委員)

土谷さんがいいと思います。

(仮議長)

ただ今、土谷委員を指名する意見がありましたが皆さんいかがでしょうか。（委員から「よろしいです」の発言あり） それではご異議等もございませんので、土谷委員に会長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

皆さんのご協力をいただき、これで仮議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

(事務局)

それでは会長の就任にあたりごあいさつをいただきたいと存じます。土谷会長、よろしくお願ひします。

(会長)

おはようございます。ただいまご推薦により会長に就任いたしました土谷です。よろしくお願ひいたします。

この審議会は、市長や副市長など特別職の報酬について審議する機関であります。大事な機関だと心得ております。今のさまざま情勢、人事院を含めた情勢を踏まえた中で決定していくことになると思います。皆さんのご意見をいただきながら適正な形で答申を示したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(事務局)

土谷会長、ありがとうございました。続きまして同審議会条例第4条第3項の規定に基づき、会長を代理する副会長の指名を会長からお願ひをいたします。

(会長)

それでは条例で規定されておりすることから、副会長を指名させていただきます。副会長には神田委員にお願いしたいと思います。皆様いかがでしょうか。（委員から「よろしいです」の発言あり）ありがとうございます。それでは神田委員に副会長をお願いしたいと思います。一言ご挨拶をお願いします。

(副会長)

会長を補佐するなんておこがましいのですが、会長とともに務めていきたいと思いますので、どうぞ皆様のご協力をお願いします。

(会長)

ありがとうございます。

5. 諒問

市長より、会長へ諒問書を提出

6. 審議

(会長)

それでは、恵庭市特別職の報酬等についての資料の説明を、事務局からお願ひします。

(事務局)

資料の説明に入る前に、審議していただきたい事項があります。

今回、恵庭市議会の議員から議員の期末手当について、審議会に諒問の依頼がありました。機関としての議会からの依頼ではなく、各議員からの依頼でありましたことから、本審議会へ諒問する事項としては取り扱いませんが、諒問事項である市長・副市長・教育長の期末手当を審議していただぐにあたり、市議会議員の期末手当についても、市長等の期末手当と同様にご意見をいただき、付帯意見として取り扱うことが適当と考えております。まずは議員の期末手当を審議することについてご検討をいただきたいと思います。

(会長)

ただいま事務局から説明を受けました。市議会議員の期末手当を審議することについて、皆さまでからご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。（委員から「異議なし」の声あり）委員から異議なしの声がありました、神田副会長もよろしいですか。（神田副会長の「よろしいです。一緒にやっていただきたいと思います」の声あり）それでは市議会議員の期末手当について審議することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（委員から「はい」の声あり）それではそのような扱いにいたします。引き続き、審議会資料の説明を事務局からお願いします。

(事務局)

それでは審議会の資料に基づきまして私から説明いたします。

表紙を開いていただき1ページですが、特別職と市議会議員の報酬月額、いわゆる月々の給料のことですが、ここでは恵庭市のほか、石狩管内市である江別市、千歳市、北広島市、石狩市の報酬月額を載せています。表をご覧ください。左から各市の人口、市長、副市長、教育長、議長、副議長、議員の給料額を整理しています。下には、市長・副市長・教育長と市議会議員に分けて表の内容をグラフ化しています。まず、左の特別職のグラフをご覧ください。市長の給料月額は僅差ではありますが、管内5市では一番低い給料額となっています。副市長と教育長は下から2番目であり、管内5市の中では給料額が低い市に分類されます。次に右のグラフをご覧ください。議員の報酬月額では、議長、副議長、議員については管内で比較すると下から2番目に位置しています。

続きまして2ページ目をご覧ください。期末手当の支給月数等の比較です。期末手当の支給割合ですが、江別市と千歳市の2市は支給月数が4.60月、役職加算を15%に規定しており、北広島市と石狩市の2市は支給月数が3.45月、役職加算を45%に規定しています。恵庭市は支給月数が4.60月、役職加算を20%と規定しています。恵庭を含め支給月数を4.60月に規定している3市につきましては一般職の国家公務員に準拠し、3.45月に規定している2市は国の特別職、いわゆる内閣総理大臣や国務大臣の支給月数に準拠しています。

参考ですが、ページ数の振られていない別紙の資料をご覧ください。この資料は、公表されている全国及び全道の支給月数をまとめたものです。まず左側の、全国の市および区の議員の期末手当の支給月数ですが、恵庭市と同じ4.60月を採用している自治体は104団体であり、全部で815ある自治体の12.8%となっております。また、国の一般職モデルを採用していると考えられる4.50月以上の自治体を含めますと26.0%となっております。次に右側、北海道内の市議会議員の期末手当の支給月数の状況ですが、恵庭市と同じ4.60月とする自治体は、35市15市で42.9%の割合となっており、また、同じく4.50月以上の自治体を含めますと30市、約86%が国の一般職モデルを採用しております。これらのことから、全国的には国の特別職モデルに準拠している

3.45月を採用している自治体が多く、道内では国的一般職モデルを採用している自治体が多い傾向にあり、それぞれ地域性はありますが、本市としては道内で多く採用されている一般職モデルに準拠しているところです。

それでは資料の2ページに戻っていただきまして、石狩管内における期末手当の支給額を特別職及び市議会議員それぞれについてグラフ化しています。恵庭市は、市長は管内で上から2番目、副市長、教育長については1番目となっています。また、議長は2番目、副議長、議員については3番目となっています。

続いて3ページをご覧ください。1ページの特別職及び市議会議員の報酬月額と、2ページの期末手当を合計した年間の総支給額を比較したものです。恵庭市では市長、教育長については管内で4番目、副市長については管内で3番目となっています。また、議長は3番目、副議長、議員については4番目となっています。給料月額や期末手当等に違いがありますが、総支給額については結果として大きな差がないことがわかります。

次に4ページをご覧ください。今年の8月に人事院から出された国家公務員の給与勧告の概要です。月例給及び期末手当、民間企業でいうところのボーナス以外の部分も一部ございますが、簡単にご説明いたします。人事院勧告ですが、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員の給与水準と民間企業の給与水準を均衡させることを基本に行うものです。今回の人事院勧告のポイントですが、月例給、ボーナスとも、民間給与と比較した結果、それぞれ引上げと勧告されております。月例給については、公務と民間の4月分の給与の実地調査を行った結果、民間給与との月例給の格差は15,014円、3.62%となっており、ボーナスについては、昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績と公務の年間の支給月数の調査が行われ、民間は4.65月、公務は4.60月となり、民間の方が0.05月高い結果となりました。これらの結果から(2)の「給与改定の内容と考え方」ですが、俸給表の引き上げを行うとともに、ボーナスについても民間の支給割合に見合うように0.05月引き上げ、4.65月分と勧告されました。

続きまして5ページです。人事院勧告を特別職に反映した場合の増額による影響額です。左側の「現行①」の列が現在の給料額、月数及び役職加算で算出した期末手当の年額です。例えば、現行の年額では、市長で466万4,400円、議長で242万8,800円と算出されます。今回の人事院勧告を反映したものが矢印の先、勧告後②の列です。月数を0.05月引き上げているため期末手当の年額が増えています。なお、月数以外の基本給及び役職加算に変更はありません。影響額ですが、市長が年50,700円となり、他の特別職については表のとおりとなりました。なお、増減率はどの職も1.09%となります。

改めてのご説明とはなりますが、人事院勧告は国家公務員の一般職に対して給与改定を行うよう勧告されたものであり、ボーナスについても勤勉手当と期末手当を合わせて0.05月引上げるものとされております。人事院勧告は特別職に対して行っているものではなく、また、特別職に勤勉手当はなく期末手当として支給されるものであります。近年の物価高騰や賃金上昇などの社会情勢に適応して適正な給料を確保するための勧告内容となっていることから、本市としましては特別職においても人事院勧告を参考に本審議会に諮問させていただいています。

続きまして6ページをご覧ください。各市の財政状況を簡単にまとめた表です。なお、元となっているデータは令和5年度決算をベースにしたもので、各市が一定のルールに基づき算出した値を総務省で取りまとめています。その資料から本審議会に合致すると思われる数値をまとめた資料です。まず人口ですが、最初のページで石狩管内5市の人口を掲載しておりましたが、令和5年度決算ベースで用いている人口は令和6年1月1日付けであるため、その時点の人口を載せています。

次に各市の全体の歳入及び歳出ですが、概ね人口に比例しています。地方税についても概ね人口に比例していますが、千歳市が多くなっています。これは千歳市より人口が多い江別市と比較すると、法人市民税と固定資産税がかなり多くなっています。おそらく企業立地数に関する部分で差が出ていると考えられます。歳入や歳出については人口や市のインフラなどに左右されることから単純に比較できないため、総務省で比較できる指標等を公表しています。それが表の真ん中より右側に位置している数値です。

「財政力指数」から順にご説明申し上げます。財政力指数は大きいほど税収が多く財源に余裕があるといえます。なお、各数値の横に付されている丸数字は順位を示しています。財政力指数について恵庭市は0.59であり、5市中3番目となっています。地方税が多かった千歳市は0.72とかなり高くなっています。余談ですが財政力指数は1.0を超えることはほとんどなく、札幌市も0.71で1.0を下回っています。財政力指数が道内で唯一1.0を超えること、全国の中でも上位である財政力指数を算出しているのは泊村で、指数は1.44でした。泊村は、原子力発電所関係で発生する固定資産税や法人市民税などがまちの規模に対して大きいため1.0を超えており、全国でも第6位に入っています。なお、全国の上位市町村を紹介いたしますと、1位が愛知県飛島村で1.94、2位が青森県六ヶ所村で1.61、3位が長野県軽井沢町で1.52、4位が東京都武蔵野市で1.51、5位が福島県大熊町で1.46となっています。

続きまして「経常収支比率」ですが、これはいわゆる弾力性を示すものであり、自由に使える収入のなかで、人件費や福祉などの社会保障に係る費用である扶助費などが占める割合であり、比

率が低いほど自由度が高く、逆に比率が高いと硬直化しているといえます。全道平均は91.6%となっており、恵庭市は平均を少し上回っております。

次に「実質公債費比率」ですが、これは借入金の返済額の割合であり、割合が大きいほど全体に占める返済額が多いことになります。恵庭市は江別市、石狩市に次いで3番目に返済割合が少なく、必要以上に借入を行わない、または返せる借り入れは繰上償還をするなど財政の健全化に努めています。

最後に「将来負担比率」ですが、将来負担が必要となる費用の割合であり、率が高いと将来的に財政を圧迫する可能性があります。なお、北広島市は平成29年度に建設した新庁舎の設備負担により91.0%と高い比率になっています。恵庭市は江別市、千歳市と同様に0%となっています。このことから、恵庭市の財政状況ですが、比較的良好であると言えます。

以上で簡単ではありますが、資料の説明を終わります。

(会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から説明を受けましたが、これに関して皆さまから何かご意見、ご質問等ございますか。

(副会長)

恵庭市は他市と比較すると中間というところですかね。北広島市はすごく多いのかなと思っていたが、そうでもないですね。

(会長)

ありがとうございます。他に感想でも良いですが、何かございませんか。

(B 委員)

年間総支給額、これからいくと何となく順当だなという感じがしますけど、片や支給月額は何となく低い感じがしますし、逆に期末手当は高い気がします。そのあたりバランスって、過去に何かあったのかなという気がするのですが。その辺りについて、わかりますか。

(会長)

月額が少なくて期末手当は大きいかなと思いますが、トータルでは他と大差ないですが、ここについて事務局から説明等できますか。

(事務局)

今日は議員の関係で1枚ものの資料を提供しています。その時に事務局からも説明いたしましたが、市長、副市長、教育長の特別職についても、年間の給与体系が国家公務員の一般職に準じた体系のところと、国家公務員の特別職、先ほど内閣総理大臣とか国務大臣と説明しましたが、ここ
の給料体系に準じたところと2パターンがあります。そこで、一般職に準じているところは月額が低くて期末手当が多い。特別職に準じているところは給料月額が高くて期末手当が少ない。このように大きく2パターンに分かれているものですから、恵庭市や道内の多くのまちは一般職の体系に準じた形になっているということです。そうしたことから管内で支給月数に差が出ているのは、一般職モデルのところは月数が多くて、特別職に準じているところは少ないという形になっています。（伊藤委員から「どちらがいいの」の声あり）どちらがいいか悪いかは一概には言えなくて、恵庭市ではこの体系でやっているということです。

(B 委員)

それにしてもグラフを一目見た限りだと、恵庭の給料月額は見劣りしていますね。なぜこんなに他の市より少ないのでしょうか。

(C 委員)

昔からそうでしたよね。給料は少ないけれど、年間の手当では他市より多いので、合計すると同じくらいになるということでやっていますよね。

(B 委員)

6ページの財政力もそうだし経常収支比率もそうだし、千歳市に比べて低いですね。実質公債費比率…、財政的な部分でよくわからないこともあります、時代の背景としてその辺りの差が加味されて給料月額が決められてきたのでしょうか。

(事務局)

どちらかと言いますと、町村については一般職の体系をとっているところが多いです。恵庭市も今年で55歳になりますが、町村時代からこの体系です。おそらく昔は他の町村と同じように一般職のモデルでスタートしたのだろうと予測できます。それを国の特別職の体系に変えなければならない理由が特段ないものですから、ずっと継続をしてこの体系にしていると考えています。

(B 委員)

恵庭市は元気ですよね、人口も増えていますし。その辺りについて、もっと頑張りを評価されてもいいのではないかと、なんとなく感じました。特に月給に。ただそれだけでございます。

(会長)

私の個人的な意見ですけども、今、特別職を上げると少し抵抗があるのかなという感じがしています。一気にそこまで、特別職の給料月額を上げるようなことにしてしまうと、なぜ上げるのかという明確な説明が必要になってくるのではないかと思います。

(B 委員)

企業の場合は業績が良いときは給料が良いし、悪いときは悪い。今、恵庭市は元気があって良い状態でしょう。そう思ったから今が給料を上げる良い機会ではないかと考えました。そういう発想はありかなと、個人的には考えたところです。説明を受けて、そんな印象を持たせていただきました。

(会長)

ありがとうございました。他にご意見等ございませんか。

(C 委員)

直接的に関係ないのですが、令和5年度決算の将来負担比率が良いという説明について、今年も同じようにプラスになっているのでしょうか。

(事務局)

令和6年度決算におきましても将来負担比率については0%といいますか、数字は出ていません。先ほど、事務局からは北広島市が90%代で高いという説明がありましたが、これは財政健全化法という法律の中では350%を超えると早期健全化団体といって要注意団体になるとしていますので、それ以下であるうちは高く見えるかもしれませんのが大きな問題はないと言えると思います。

(B 委員)

北広島市はエスコンフィールドの建設が影響を及ぼしているのではないですか。

(事務局)

この段階ではおそらく庁舎建設の地方債の分であると思います。

(B 委員)

では恵庭市も庁舎をぜひ新しくしては。先ほどおっしゃっていた350%以内に抑えていただいて。でもゼロというのも遠慮をしそぎているのではないかという気がしてしまいますけどね。

(事務局)

その建物の建設などを行った場合、借金(地方債)を償還するために別の財源があるということが将来負担比率を抑えられている理由のうちの1つです。中でも一番大きいのがふるさと納税で、それにより基金の残高が増えましたから、それを使えば借金の返済はできるでしょう、ということでの0%というところが大きな理由です。

(B 委員)

ふるさと納税がかなり入っているのですね。

(会長)

恵庭市内で生産しているものでサッポロビール、クラシック。市内のふるさと納税では群を抜いて選ばれています。

(B 委員)

そうなると企業誘致が非常に大事になりますね。

(会長)

そうですね。そういう企業があれば恵庭市にとっても、ふるさと納税や税収の面で寄与はしてくれていますね。他に意見はありませんか。

(A 委員)

再度確認ですが、期末手当の支給月数を人事院勧告に基づく月数にしてはどうかと言っているのですよね。

(会長)

そうですね。人事院勧告のとおりにするということと、一般職の月数を参考にしているけれども、これで良いかということです。

(A 委員)

少し話がずれるかもしれません、経済的に物価高がものすごく、円安もすごい。私は農業に携わっておりますが、実際のところ仕入れが70%増し程度になっているのです。段ボールなどもついこの間まで80円だったものが120円くらいですし、農薬も肥料も値上がりしているのです。消費者には申し訳ないのですが、野菜なんかも物価高になっていますが、それでも経営していくにはやっとなのです。そのくらい物価が上がっています。ですからいろいろな捉え方があると思いますが、

給料についても同じように上げていかなければならぬのではないかと思っています。私の企業でも職員の給料は上げてきましたし、初任給も上げています。市長や特別職の人も同じように見ていくべきではないかと思います。

(会長)

ありがとうございます。何かの指標がないとなかなか決められないということから、これまで人事院勧告を取り入れて支給月数を決めてきました。今年度におきましても、このような形で皆さんよろしいでしょうか。

(B 委員)

A 委員がおっしゃったように、消費者物価指数についても北海道は全国と比べても高いのですよね。

(A 委員)

市長たちの給料を抑えておいて、職員の給料だけ上げましょうということにはならないと思います。そうしていかないと本当に議員とか、市長とか教育長とかやる人がいなくなってしまう感じがします。

(会長)

貴重なご意見をありがとうございます。それでは期末手当につきましては今年度、引き上げの勧告となっていますけども、今いただいたご意見、近年における人事院勧告の内容と同等に改定した経緯もありますので、勧告通りの内容で答申を行うこといかがでしょうか。（委員から「異議なし」の声あり）ありがとうございます。それでは期末手当について本年の人事院勧告通りの内容で答申を行いたいと思います。

市議会議員については付帯意見として期末手当の改定を行う場合は、人事院勧告通りの内容で答申を行いたいと思います。以上です。

(事務局)

それでは人事院勧告通りということでしたので、事務局で事前に作成しております答申書案をお配りします。内容について読み上げいたします。

答申書案。令和7年11月4日に本審議会に対し諮問のありました「市長、副市長、教育長」の期末手当の額について慎重に審議した結果、別紙のとおり意見をまとめましたので答申いたします。

市長、副市長、教育長の期末手当の額について、人事院勧告内容やこれまでの改定状況、並びに近隣市の期末手当の額について総合的に勘案し審議した結果、下記のとおり意見がまとまりましたので答申いたします。

令和7年の人事院勧告に準じた内容で期末手当の改定を行うこと。各職における詳細については表の通りとする。今回の諮問に含まれていない恵庭市議会議員の期末手当の改定を行う場合は、市長、副市長、教育長と同様、現行の4.60月の支給月数を4.65とすることが適当である。

(会長)

ただ今事務局から読み上げられましたが、この内容でよろしいでしょうか。（委員から「異議なし」の声あり）ありがとうございます。それでは本審議会終了後に、私と副会長で市長に答申書をお渡しします。

(事務局)

本日諮問させていただいた内容の審議が終了しましたので、条例第3条第1項の規定により委員の皆様は本日をもって退任となります。

ご多忙の中ご審議いただきまして誠にありがとうございました。

(会長)

それでは終了いたします。本日はお忙しい中、ありがとうございました。

以上